

八王子市立陵南中学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

【法や条例等】

〈国〉いじめ防止対策推進法(H25)
いじめ防止等のための基本的な方針(H29 改定)
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(R6 改訂)
不登校重大事態に係る調査の指針(H28)
〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例(H26)
東京都いじめ防止対策推進基本方針(H26)
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】(R3)
〈市〉いじめを許さないまち八王子条例(H29)
八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針(R4 改定)

【八王子市立陵南中学校 いじめ防止基本方針】

○いじめの防止等に関する基本的な考え方
・生徒に「いじめは決して許されない」という指導を徹底する。
・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
・生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくりを行う。
・いじめを早期に発見し、速やかに解決するための組織的な対応を行う。
・学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関(警察、児童相談所等)と適切に連携を図る。
・家庭、地域、関係機関が学校と連携しいじめ問題を克服するための継続的な取組を推進する。
○令和8年度の重点項目
ア いじめの未然防止 イ いじめの早期発見 ウ いじめの早期対応

【令和8年度はいじめの防止等に向けた課題】

○生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。
○生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
○いじめに対して教職員は組織的に対応する。
○教職員は、日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、また生徒が発する変化や信号を見逃すことがないように努める。

いじめの防止等に関する校内体制

【学校いじめ対策委員会】

○開催日 毎週水曜日 13時50分～
○構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会コーディネーターを務める。
○役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめ解消の判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し等

【いじめ対応の流れ】

- 1 いじめが疑われる事実の掌握・調査(主に当該学年で対応)
- 2 学校いじめ対策委員会に報告・認定
- 3 対応方針の作成、被害生徒・保護者への説明
- 4 加害生徒への指導、加害生徒の保護者への説明
- 5 被害生徒・保護者への報告
- 6 再発防止のための見守り

【いじめの防止等に関する教員研修】

・1学期実施:「いじめ防止基本方針」を校内研修で確認する。
昨年度はいじめの事案の共有をはかる。
・2学期実施:「いじめの未然防止のための教員の対応と環境づくり」
SCによる講演
・3学期実施:「いじめへの組織的な対応と対策」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組など

【いじめの防止等に関わる授業】

〈道徳〉あらゆる教育活動の場面で、生命や人権尊重についての意識の高揚に努める。
〈社会科〉様々な人権に関する問題とその背景を正しく捉え、多面的・多角的に考察する姿勢を育てる。
〈特別活動〉望ましい集団生活を通して、集団や社会の一員としてのよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

【SOS の出し方に関する教育】

・道徳の授業で「生命の尊さ」について考え、かけがえない生命を尊重する態度を育てる。
・教職員は、生命を尊重する心の育成が、自他の命を守ること(自殺予防につながることを)理解し、生徒が命の大切さを実感できるように、道徳の授業を含む学校の教育活動全体を通じて計画的に指導を行っていく。

【いのちの大切さを共に考える日の取組】

・「いのちの日」を6月11日に設定。
・校長が「いのちについて考える」ことを主題とした講和を実施する。
・道徳の授業で「いのち」をテーマとする題材を扱い、「生命の尊さ」について考えさせる。
・特別支援教室の教職員が、「個性の尊重」と「生命の尊さ」について理解を深める模擬授業を実施する。

【生徒の自己肯定感を高める取組】

○生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
○集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。